

Lアラート サービス利用者アカウントの発行と管理に関する細則

(アカウントの発行)

- 第 1 条 本サービスの利用には総務省が発行するサービス利用者アカウント（以下「アカウント」という。）を必要とする。
- 2 本サービスの利用契約を締結後、総務省はサービス利用者に対してアカウントを発行し、その発行数は 1 つとする。
- 3 総務省の発行するアカウントには自主管理責任者権限を付与する。
- 4 公共利用者、一般協力事業者及び情報活用者には、必要に応じてアカウントを発行するが、権限を限定する場合がある。

(アカウントの種類)

- 第 2 条 アカウントには、管理者権限を有する「自主管理責任者」と通常利用権限に限定される「一般利用者」の 2 種類を設ける。
- 2 「自主管理責任者」アカウントでは情報の発信／受信などの基本機能及び本サービスの利用設定を行う「マスタ管理システム」の操作を行うことができる。
- 3 「一般利用者」アカウントでは情報の発信／受信などの基本機能に限定される。

(アカウントの自主管理)

- 第 3 条 サービス利用者等は自ら使用するアカウントを管理するものとし、その管理責任を利用責任者に置く。
- 2 利用責任者は当該アカウントを適切に管理しなければならない。
- 3 利用責任者は総務省から発行されたアカウントを使用して、自主管理責任者アカウント及び一般利用者アカウントを、下表 1 に定める発行可能数を限度として、自ら新たに発行できるものとする。
- 4 サービス利用者等の業務実施において規定数以上のアカウントが必要な場合には、総務省が当該サービス利用者等との別途個別の協議により発行可能数を検討するものとする。

表 1 サービス利用者等が発行可能なアカウント数の上限

アカウントの種類	発行可能数
自主管理責任者権限	3
一般利用者権限	20

注) 表中の数には総務省発行分は含まない。

(アカウントの再発行)

第4条 総務省によるアカウントの再発行はやむを得ない場合を除き行わない。

(アカウントの廃止及び停止)

第5条 利用契約の解約などによりサービス利用者等が利用資格を喪失した場合、その期限の到来に合わせて、総務省は当該サービス利用者等が使用する全てのアカウントを利用停止とする。

2 利用契約等に反する行為などサービス利用が不適切と認められた場合、是正措置が講じられるまでの期間、総務省は当該サービス利用者等の全アカウントを一時的に停止することができる。この場合において、総務省の催告にも関わらず是正されない場合には、同省は事前の通知なく当該アカウントを廃止することができる。

附 則

この細則は、令和8年12月1日から施行する。